

第2回定例校長会レジュメ

1 日 時 令和7年5月7日（水）午前9時30分から

2 場 所 島本町役場 1階 第2多目的室

3 次 第

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 案件

- ① **教推**教育情報の取り扱いについて
- ② **教推**令和7年度管理職選考について
- ③ **教推**令和8年度教科用図書採択に係る日程について
- ④ **教推**支援学級及び通級による指導について
- ⑤ **教推**北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について
- ⑥ **教推**学校における警備体制等について
- ⑦ その他

(4) 閉会

次回の日程

6月4日（水）午前9時30分から

島本町役場 4階 議会3・4会議室

令和 6 年度実施 公立小・中・義務教育学校校長・教頭・指導主事等選考の日程等

月 日	校長・教頭・指導主事等各選考 教諭・行政職等校長特別選考※ 教頭特別選考※ (※学校籍にある者)	教諭・行政職等校長特別選考※ 教頭特別選考※ (※学校籍でない者)
令和 6 年 7 月 5 日(金)	一次選考対象者 推薦締切	
7 月 下旬	受 験 票 送 付	
8 月 10 日(土) (予備日：8 月 24 日(土))	一次選考(筆答考査)	〔場所〕 府教育センター
9 月 下旬	二次選考対象者 発 表	
9 月 下旬 、 10 月 下旬		二次選考 (面接考査)
10 月 15 日(火)	二次選考対象者 書類締切	
11 月 上旬		選考結果 通 知
11 月 中旬 、 11 月 下旬	二次選考 (面接考査) 校 長 教 頭 指導主事等 〔場所〕 エルおおさか { 選考対象者数の多寡によ 日程・場所を変更する }	
12 月 下旬	選考結果 通 知	

小学校、中学校及び義務教育学校校長選考要領

(昭49.12.23改正)

(中略)

(令6.5.16改正)

1 目的

この要領は、小学校、中学校及び義務教育学校校長としての資質能力を有する者を選考する方法について定めるものとする。

2 選考対象者

次の各項に基づき、市町村教育委員会教育長が推薦する者。

(1) 資格

選考対象者は、次のアからオまでのすべてに該当する者とする。

- ア 学校教育法施行規則第20条に該当する者
- イ 35歳以上58歳以下の者
- ウ 教頭又は指導主事若しくはこれに準ずる職の者
- エ 人格が高潔で教育について高い識見をもつ者
- オ 府費負担教職員である者又は本府と国、他の地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人（以下、「他団体」という。）の業務と密接な関連を有する本府の業務の必要上、本府と他団体との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、選考の受験時に府費負担教職員でない者

(注) ①年齢及び年数の計算基準日は、選考を実施する年度の末日とする。

②経験年数の計算において、4月中の発令は4月1日付発令とみなす。

(2) 推薦上の留意事項

- ア へき地教育、支援教育又は人権教育に携わり、その振興に貢献した者の実績について考慮すること。
- イ 女性教員の積極的な推薦に配慮すること。

3 選考

(1) 大阪府教育庁に校長候補者選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員長は教育長とする。

(3) 委員は次の職にある者をもって充てる。

教育監、教育次長、教職員室長、教職員人事課長、その他教育長が命じた者。

(4) 委員会は、この要領に基づき小学校、中学校及び義務教育学校の校長選考を運営し、必要な事項を定めることができる。

(5) 選考は、次の方法によって行う。

- ア 一次選考 筆答試験
- イ 二次選考 面接試験

ただし、次に掲げる者については、試験の全部又は一部を免除できる。

- ・ 校長経験を有する者
- ・ 現に指導主事である者
- ・ 大阪府教育委員会教育長が指導主事に準ずる職にあると認めた者
- ・ 前年度の二次選考受験者（ただし、引き続く年度で1回限りとする。）

- (6) 市町村教育委員会教育長は、推薦する一次選考対象者について、名簿を作成し、大阪府教育庁教職員室教職員人事課に提出するものとする。

4 校長候補者名簿の作成

- (1) 委員会は選考の結果に基づき、直ちに「小学校、中学校及び義務教育学校校長候補者名簿」を作成する。

- (2) 名簿の有効期間

当該名簿を作成した日から、原則59歳となる年度の4月1日まで有効とする。

5 特別選考の実施

- (1) 市町村教育委員会教育長の推薦する者を特別に選考する場合は、別に要領を定める。

- (2) 任期付職員として校長を選考する場合は、別に要領を定める。

6 年度途中の欠員に対応するための選考の実施

年度途中に校長の欠員が生じ、「小学校、中学校及び義務教育学校校長候補者名簿」に登載されている者の任用が困難である場合、市町村及び対象者の職を限定し選考を実施する。

小学校、中学校及び義務教育学校教頭選考要領

(昭49.12.23改正)

(中略)

(令6.5.16)

1 目的

この要領は、小学校、中学校及び義務教育学校教頭としての資質能力を有する者を選考する方法について定めるものとする。

2 選考対象者

次の各項に基づき、市町村教育委員会教育長が推薦する者。

(1) 資格

選考対象者は、次のアからエまでのすべてに該当する者とする。

ア 学校教育法施行規則第23条に基づき、第20条に該当する者。

イ 35歳以上57歳以下の者で、原則として教職経験5年以上の者。

ウ 人格が高潔で実践力に富み、教育について高い識見をもつ者。

エ 府費負担教職員である者又は本府と国、他の地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人（以下、「他団体」という。）の業務と密接な関連を有する本府の業務の必要上、本府と他団体との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、選考の受験時に府費負担教職員でない者

(注) ①年齢及び年数の計算基準日は、選考を実施する年度の末日とする。

②経験年数の計算において、4月中の発令は4月1日付発令とみなす。

(2) 推薦上の留意事項

ア へき地教育、支援教育又は人権教育に携わり、その振興に貢献した者の実績について考慮すること。

イ 女性教員の積極的な推薦に配慮すること。

3 選考

(1) 大阪府教育庁に教頭候補者選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員長は教育長とする。

(3) 委員は次の職にある者をもって充てる。

教育監、教育次長、教職員室長、教職員人事課長、その他教育長が命じた者。

(4) 委員会は、この要領に基づき、小学校、中学校及び義務教育学校の教頭選考を運営し、必要事項を定めることができる。

(5) 選考は、次の方法によって行う。

ア 一次選考 筆答試験

イ 二次選考 面接試験

ただし、次に掲げる者については、試験の全部又は一部を免除できる。

- ・ 教頭経験を有する者。
- ・ 現に指導主事である者。
- ・ 大阪府教育委員会教育長が指導主事に準ずる職にあると認めた者。
- ・ 前年度の二次選考受験者（ただし、引き続く年度で1回限りとする。）。

- (6) 市町村教育委員会教育長は、推薦する一次選考対象者について、名簿を作成し、大阪府教育庁教職員室教職員人事課に提出するものとする。

4 教頭候補者名簿の作成

- (1) 委員会は選考の結果に基づき、直ちに「小学校、中学校及び義務教育学校教頭候補者名簿」を作成する。
- (2) 名簿の有効期間
当該名簿を作成した日から、原則５８歳となる年度の４月１日まで有効とする。

5 特別選考の実施

市町村教育委員会教育長の推薦する者を特別に選考する場合は、別に要領を定める。

6 年度途中の欠員に対応するための選考の実施

年度途中に教頭の欠員が生じ、「小学校、中学校及び義務教育学校教頭候補者名簿」に登載されている者の任用が困難である場合、市町村及び対象者の職を限定し選考を実施する。

指導主事等選考要領

(平 7. 7. 11 施行)

・
(中略)

・
(令 3. 6. 14 改正)

1 目 的

この要領は、指導主事等としての資質能力を有する者を選考する方法について定めるものとする。

2 選考対象者

次の各項に基づき、市町村教育委員会教育長が推薦する者。

(1) 資 格

選考対象者は、次のア及びイに該当する者とする。

ア 47歳以下の者で、教職経験5年以上の者

イ 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について、教養と経験がある者

(注) ① 年齢及び年数の計算基準日は、選考を実施する年度の末日とする。

② 経験年数の計算において、4月中の発令は4月1日付発令とみなす。

(2) 推薦上の留意事項

ア へき地教育、支援教育又は人権教育に携わり、その振興に貢献した者の実績について考慮すること。

イ 女性教員の積極的な推薦に配慮すること。

3 選 考

(1) 大阪府教育庁に指導主事等候補者選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員長は教職員人事課長とする。

(3) 委員は教職員人事課長が命じた者をもって充てる。

(4) 委員会は、この要領に基づき指導主事等選考を運営し、必要事項を定めることができる。

(5) 選考は、次の方法によって行う。

ア 一次選考 筆答試験

イ 二次選考 面接試験

ただし、前年度の二次選考受験者については、試験の一部を免除できる。

(ただし、引き続く年度で1回限りとする。)

(6) 市町村教育委員会教育長は、推薦する一次選考対象者について、名簿を作成し、大阪府教育庁教職員室教職員人事課に提出するものとする。

4 指導主事等候補者名簿の作成

(1) 委員会は選考の結果に基づき、直ちに「指導主事等候補者名簿」を作成する。

(2) 名簿の有効期間

当該名簿作成の日から、原則48歳となる年度の4月1日まで有効とする。

<別紙>

令和8年度使用教科書展示会について

記入者名	吉田 裕亮
------	-------

教科書センター名	三島郡教科書センター
所在地	大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号
電話番号	075-962-4364
施設名	島本町立図書館

管理責任者	
職名	教育推進課長
名前	岡澤 潤

展示期間 及び時間	法定展示	6月18日（水）～7月3日（木）	時間：月曜日除く午前10時から午後5時（金曜日は午後6時まで）
	法定外 展示	7月4日（金）～7月11日（金）	時間：月曜日除く午前10時から午後5時（金曜日は午後6時まで）
		月 日（ ）～月 日（ ）	時間：

* 展示期間中の土・日曜日の取扱いについても記入のこと。本年度の法定期間は、6月1日から7月31日までの間の14日間（実際の開館日数）とする。

展示本の種類	小・中学校	高等学校
	○	

* 展示本の種類欄は、○印を記入。

（参考）法定期間外において、教科書センター以外で公立図書館での展示等、広く府民に公開する状況があれば、下欄に記入のこと。

期間	6月18日（水）～7月7日（月） 午前9時から午後5時30分 土曜日・日曜日を除く
方法	町立人権文化センターで展示

提出先：小中学校課 学事G 濱岡宛

Hamaoka.T@mbox.pref.osaka.lg.jp

令和7年度支援学級及び通級による指導について

特別の教育課程の編成

○特別の教育課程の検討のプロセス

- (1)個々の障がいの状況を把握
- (2)「特別の教育課程の編成」の必要性を検討
- (3)支援学級設置の計画を立てる
- (4)支援学級に入級が決定

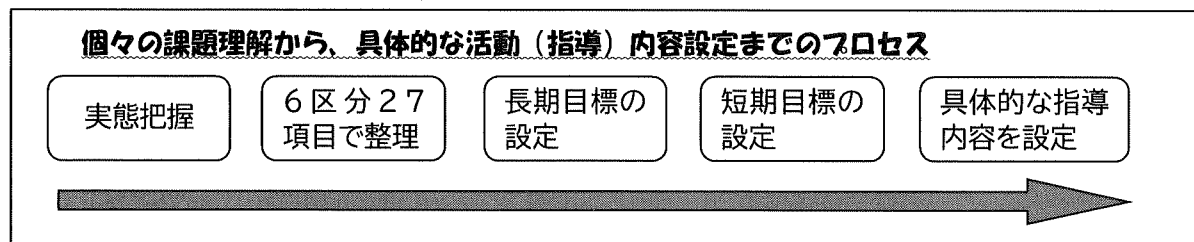
○個々の障がいの状況に応じた教育課程を編成する（個々に正対した活動をつくる）

○個々の障がいによる学習上または生活上の困難を改善、克服するための「自立活動」を取り入れる

自立活動の指導

○自立活動の時間の教育課程上の位置づけを理解する

○個々の課題に応じた自立活動の指導の充実を図る



交流及び共同学習について

○通常の学級において、『交流及び共同学習』を実施する場合には、「合理的配慮」と「特別の教育課程による指導」を明確に区別し、必要な指導体制を構築することが重要

- ※交流学習…相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とした学習
- 共同学習…教科等のねらいの達成を目的とする学習

通級による指導

○通級による指導内容の充実

○通級による指導の位置づけと対象となる児童生徒

まとめ

★支援学級等で実施される特別の教育課程について、管理職や教職員の正しい理解

★通常の学級における指導・支援の充実

小学校における支援教育について

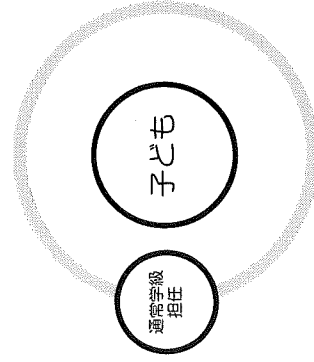
～全ての子どもが安心して学ぶために～

子どもの成長の過程では、本人に合わせた支援が必要になる場合があります、その適切な支援が、子どもの大きな成長につながります。

こちらでは簡単に小学校における支援教育体制についてご説明いたします。

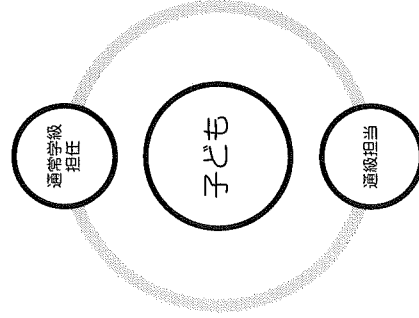
要配慮児童登録（通常学級在籍）

- ・通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- ・児童の実情に応じて、学校と相談しながら指導内容や指導方法を工夫したり、教師が適宜、声をかけるなどの配慮をしながら学習を行います。
- ・年度途中での登録が可能です。



通級指導教室（通常学級在籍）

- ・通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- ・授業時間内に週1H程度、学習上や生活生活上の困難などの特性に応じて、通級指導教室で個別指導を行います。
- ・主として、自立活動（※）の指導を行います。
- ・年度途中での入室、退室が可能です。



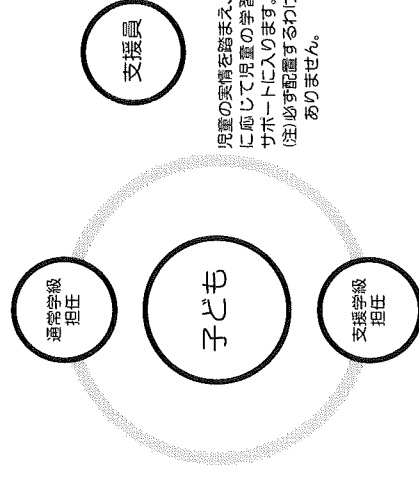
※自立活動

児童1人1人の障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を培う活動

支援学級 在籍

- ・支援学級に在籍し、学校と相談しながら、個々に合わせた特別の教育課程（個別的教育目標）を作成して学習を進めます。
→児童の実情を踏まえながら、1日に2H～3H程度、支援学級で、個別での学習や少人数での学習等を行います。
→個別に合わせた教育目標を立てて学習を進めることから、「評価基準」についても、通常の学級とは異なります。
→支援学級では、各教科の学習に加えて、個々の実情に応じた自立活動（※）の指導を行います。

- ・学校生活の1日の流れ（時間割等）は、通常学級と同じです。
- ・支援学級に在籍するかどうかについては、前年度から検討が必要で。
→各校の管理職、支援教育コーディネーター、保護者で話し合い、長期的な子どもの成長についてイメージを共有しながら、支援学級在籍について、検討を進めていきます。



※以下のような場合は、支援学級在籍の対象にはなりません。

- ・それぞれの学年目標に合わせた学習を進めるが、支援学級において個別のフォロー（補充的な学習）を必要とする場合
- ・通常学級で過ごすことへの不安が高く、支援学級を安心してできる居場所として利用することのみを必要とする場合

児童の実情を踏まえ、必要に応じて児童の学習活動サポートに入ります。
(注)必ず配慮するわけではありません。

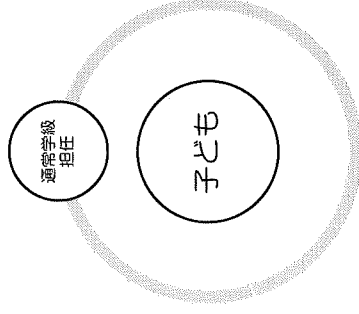
中学校における支援教育について

～全ての子どもが安心して学ぶために～

子どもの成長の過程では、本人に合わせた支援が必要になる場合があります、その適切な支援が、子どもの大きな成長につながります。
こちらでは簡単に中学校における支援教育体制についてご説明いたします。

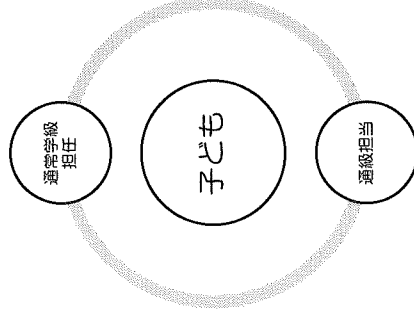
要配慮生徒登録（通常学級在籍）

- ・通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- ・生徒の実情に応じて、学校と相談しながら指導内容や指導方法を工夫したり、教師が適宜、声をかけるなどの配慮をしながら学習を行います。
- ・年度途中での登録が可能です。



通級指導教室（通常学級在籍）

- ・通常の学級に在籍し、それぞれの学年で各教科の目標に合わせて学習を進めます。
- ・授業時間内に週1H程度、学習上や生活上の困難などの特性に応じて、通級指導教室で個別指導を行います。
- ・主として、自立活動（※）の指導を行います。
- ・年度途中での入室、退室が可能です。

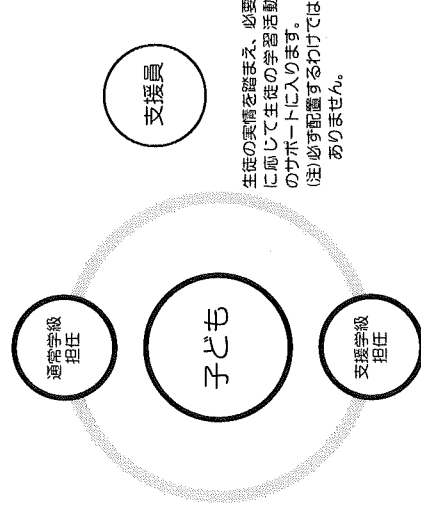


※自立活動

生徒1人1人の障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達を培う活動

支援学級 在籍

- ・支援学級に在籍し、学校と相談しながら、個々に合わせた特別の教育課程（個別の教育目標）を作成して、学習を進めます。
→生徒の実情を踏まえながら、1日に2H～3H程度、支援学級で、個別での学習や少人数での学習等を行います。
→個々に合わせた教育目標を立てて学習を進めることから、「評価規準」についても、通常の学級とは異なります。
→支援学級では、各教科の学習に加えて、個々の実情に応じた自立活動（※）の指導を行います。
- ・学校生活の1日の流れ（時間割等）は、通常学級と同じです。
- ・支援学級に在籍するかどうかについては、前年度から検討が必要です。
→各校の管理職、支援教育コーディネーター、保護者と話し合い、卒業後の進路等のイメージも共有しながら、支援学級在籍について、検討を進めていきます。



※以下のような場合は、支援学級在籍の対象にはなりません。

- ・それぞれの学年目標に合わせた学習を進めるが、支援学級において個別のフォロー（補足的な学習）を必要とする場合
・通常学級で過ごすことへの不安が高く、支援学級を安心してできる居場所として利用することのみを必要とする場合

生徒の実情を踏まえ、必要に応じて生徒の学習活動のサポートに入ります。
(注)必ず配慮するわけではありません。

島 教 教 第 6 4 号
令 和 7 年 4 月 7 日

各 学 校 長 様

島本町教育委員会事務局
教育こども部教育推進課長

北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する映像作品等の活用促進について（依頼）

令和7年4月3日付け教小中第1070号にて、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長から、標記について依頼がありました。

つきましては、別添写しを送付しますので、貴校教職員に周知願います。

< 担 当 >

教育推進課 吉田・山本

電 話 075(962)0391 (直通)

町内線 186・190

e-mail k-suishin@shimamotocho.jp

教 小 中 第 1070 号
令 和 7 年 4 月 3 日

各市町村教育委員会
人権教育主管課長 様

大 阪 府 教 育 庁
市町村教育室小中学校課長

北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する映像作品等の活用促進について（依頼）

標記について、別添（写し）のとおり令和7年4月1日付け閣副第 186 号および6 初児
生第 22 号により、内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長および文部科学省初等中
等教育局児童生徒課長から依頼がありました。

つきましては、貴所管の小・中学校等に対し周知いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

担 当：進路支援グループ 大西 裕貴

電 話：06-6944-3817（内線 5484）

F a x：06-6944-3826

E-mail：OnishiHirok@mbox.pref.osaka.lg.jp

【写】

閣 副 第 1 8 6 号
6 初 児 生 第 2 2 号
令 和 7 年 4 月 1 日

各都道府県教育委員会人権教育担当課長
各指定都市教育委員会人権教育担当課長
各 都 道 府 県 私 学 主 管 課 長
附属学校を置く各国立大学法人附属学校主管課長
附属学校を置く各公立大学法人附属学校主管課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の主管課長

殿

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する映像作品等の活用促進について

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、拉致被害者御家族も御高齢となる中で、時間的制約のある人道問題です。政府としては、最重要課題と位置付け、その解決に向けて全力で取り組んでいるところです。

拉致問題の解決のためには、国民が心をつなげて、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現への強い意思を示していただくことが、問題解決に向けた力強い後押しとなります。特に、これまで拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代の方々への啓発が重要な課題となっています。

このため、拉致問題対策本部及び文部科学省では、これまで学校教育における人権教育の実践の場面において拉致問題を扱う際、アニメ「めぐみ」及びドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」を積極的に授業で活用することを促してきたところです。また、授業等でアニメ「めぐみ」等を視聴した上で、自分自身で拉致問題について学習し、拉致問題解決のために自分に何ができるのか、何をすべきかについて深く考える機会とすることを目的として、北朝鮮人権侵害問題啓発週間・作文コンクールを実施しています。

加えて、拉致問題対策本部事務局では、令和5年度からの新たな取組として、「拉致問題に関する中学生サミット」を開催し、参加した中学生のアイデアや当日の様子を基にした広報・啓発用動画を作成しています。

今後とも、拉致問題の重大さを一層御認識いただき、一人でも多くの児童生徒等に拉致問題について関心を持っていただけるよう、下記の諸点について学校等の関係機関に周知いただくとともに、引き続きこれらの映像作品の上映等、その活用について、学校現場の負担軽減の観点も踏まえつつ、御協力をお願いいたします。

記

1 アニメ「めぐみ」及びドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の視聴及びアンケートへの協力について

(1) 視聴について (DVDの貸与又はオンラインでの視聴)

貴管下の学校等教育機関で、アニメ「めぐみ」(短縮版含む)、ドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」のDVDの貸与(送付)を希望する場合は、受付メールアドレス(g.rachi@cas.go.jp)宛て、①住所、郵便番号②宛名③電話番号④貸与を希望するDVD名⑤希望枚数⑥担当者氏名を御記入の上、御連絡ください。

また、アニメ「めぐみ」については、YouTube政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル(<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>)及び政府広報オンライン(https://www.gov-online.go.jp/territory_sovereignty/abduction_issue/)での視聴や、ダウンロード(<https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/index.html>)が可能です。絵コンテも掲載されています(<https://www.rachi.go.jp/jp/megumi/gaiyou.html>)。

(2) アンケートへの御協力について

学校等教育機関でアニメ「めぐみ」を上映した場合には、別紙「アニメ『めぐみ』の活用状況に関するアンケート」に御協力をお願いします。

所要事項を御記入の上、内閣官房拉致問題対策本部事務局(FAX:03-3581-6011)又は(MAIL:g.rachi@cas.go.jp)宛てに送信願います。

(3) 拉致問題の概要説明について

アニメ「めぐみ」、ドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等の上映に当たり、当事務局職員から拉致問題の概要等について説明を希望される場合、職員等を派遣することも可能です(謝金、旅費不要)。末尾のお問合せ先(内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室)に御相談ください。

2 その他の映像コンテンツ及び概要説明パンフレットについて

上記1の他に、教育現場で活用いただけるコンテンツは以下のとおりですので、積極的に御活用願います。

(1) その他の映像コンテンツについて

①「拉致問題に関する中学生サミット」成果物の広報動画・メイキングムービーについて

本動画は、「拉致問題に関する中学生サミット」に参加した中学生のアイデアや当日の様子を基に制作した広報・啓発用動画です。これらの動画について、イベントや授業等で活用を希望する場合は、受付メールアドレス(g.rachi@cas.go.jp)宛てにご相談ください。

②「拉致被害者御家族ビデオメッセージ〜必ず取り戻す!愛する家族へ〜」について

本動画は、現在も肉親との再会を待ち続けている拉致被害者御家族の思いを訴えた作品です。

- ③「北朝鮮による拉致問題を考える－日本の拉致被害者御家族の訴え－」について
本動画は、長年にわたる横田家の闘いを軸に、北朝鮮による拉致問題を世界に向けて訴えた作品です。

上記①～③の動画は、YouTube政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル
(<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>) より御視聴いただけます。

(2) パンフレットについて

拉致問題についてのパンフレット「北朝鮮による日本人拉致問題 一日も早い帰国実現に向けて！」「すべての拉致被害者の帰国を目指して－北朝鮮側主張の問題点－」、及び拉致問題こども向けパンフレット「たいせつな人を取り戻すために」は、ホームページに掲載 (<https://www.rachi.go.jp/index.html>) しています。

各パンフレットの製本版の送付を希望する場合は、受付メールアドレス (g.rachi@cas.go.jp) 宛て、①住所、郵便番号②宛名③電話番号④送付を希望する部数⑤担当者氏名を御記入の上、御連絡ください。

(3) 電子漫画について

拉致被害者田口八重子さんの長男である飯塚耕一郎氏に焦点を当てた電子漫画「母が拉致された時 僕はまだ一歳だった」を、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(※)を対象に、拉致問題対策本部電子図書館にて無償で貸与しています。

※義務教育学校、中等教育学校含む

(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/library/library.html>)

貸し出しを希望する場合には、受付メールアドレス (g.rachi@cas.go.jp) 宛てに、①学校名②担当者名③貸し出し希望冊数④貸し出し開始希望日を御記入の上、御連絡ください

3 北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールについて

全国の中高生を対象に平成29年から毎年実施している標記コンクールは、本年も引き続き実施します。(過去の入賞作品はホームページに掲載しています(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/sakubun.html>))。

本年の募集要項は、参考資料5のとおりですので、一人でも多くの中高生に参加いただけるよう御協力をお願いいたします。

4 教員研修に係る教材について

(1) 収録映像貸出しについて

拉致問題に関する教員等研修及び授業実践等の収録映像の一部を、教育委員会による教員等研修、学校における校内研修、教員の自主研修等の教材として、2週間程度DVDで貸し出しています。詳細は次のとおりです。

①令和2年度教員等研修

- ・拉致問題から人権教育を考える講義(学習院大学教授 梅野正信氏)・・・35分
- ・拉致被害者御家族の講話(抜粋版)(曾我ひとみ氏)・・・20分

②令和4年度教員等研修

- ・拉致問題から人権教育を考える講義（学習院大学教授 梅野正信氏）・・・40分
- ・拉致被害者御家族の講話（横田拓也氏）・・・50分

③令和5年度教員等研修

- ・拉致被害者御家族の講話（曾我ひとみ氏）・・・50分

④令和6年度教員等研修

- ・拉致被害者御家族の講話（曾我ひとみ氏）・・・50分

⑤授業実践等

- ・中学校社会科（公民分野）の授業実践・・・50分
- ・中学校社会科（公民分野）の授業実践発表・・・20分

教員等研修DVDの貸与を希望する場合には、受付メールアドレス（g.rachi@cas.go.jp）宛てに、①住所、郵便番号②教育委員会名又は学校名③電話番号④担当者氏名⑤同オンライン研修映像の用途を御記入の上、御連絡ください。

（2）学習指導案集について

平成30年度に実施した「拉致問題に関する教員等研修」の研修の一環として作成された学習指導案の中から、汎用性が高く教育現場等において拉致問題を取り上げる際の参考となるものを、学校種ごとに数例ずつホームページ上で紹介しています。

(<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/gakushusidou.html>)

（参考資料）

- 参考資料1 アニメ「めぐみ」の学校における活用促進について（指導上の参考資料）
- 参考資料2 アニメ「めぐみ」について
- 参考資料3 ドキュメンタリー映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」について
- 参考資料4 電子図書館（電子漫画「母が拉致された時 僕はまだ一歳だった」チラシ
- 参考資料5 北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール2025募集要項について

【お問い合わせ先】

○拉致問題に関する映像コンテンツの活用及び作文コンクールに関すること

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室政策企画室

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL 03-3581-8898（直通） FAX 03-3581-6011

E-mail g.rachi@cas.go.jp

拉致問題ホームページURL <https://www.rachi.go.jp/>

○学校教育における人権教育に関すること

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111（内線3291） FAX : 03-6734-3735

E-mail jidous@mext.go.jp

(別紙)

令和 年 月 日

内閣官房 拉致問題対策本部事務局 政策企画室 行

(FAX: 03-3581-6011) (MAIL: g.rachi@cas.go.jp)

※FAXの場合送信票等の表紙は必要ありません。

都道府県名

市区町村名

学校(施設)名

(国公立の別: ・国立 ・公立 ・私立)

アニメ「めぐみ」の活用状況に関するアンケート

1. 何を視聴されましたか。該当するものに○を付してください。

アニメ「めぐみ」 (約25分) ・アニメ「めぐみ」 短縮版 (約15分))

2. どなたが視聴されましたか。該当するものすべてに○を付してください。

児童・生徒 () 教職員 () 保護者 () 地域住民 ()
その他(具体的に記入してください) ()

3. 上記2. で「児童・生徒」に○を付した場合、次の(1)及び(2)にご回答ください。

(1) 教育課程上、次のどれに該当しますか。該当するものすべてに○を付してください。

教科の指導の中 () 特別の教科道徳の中(人権教育を含む) ()
総合的な学習(探求)の時間 ()
特別活動(具体的に記入してください) ()
その他(具体的に記入ください) ()

(2) 視聴した学校段階の学年に、○を付してください。(複数回答あり)

小学校 1年生 () 2年生 () 3年生 ()
4年生 () 5年生 () 6年生 ()
中学校 1年生 () 2年生 () 3年生 ()
高等学校 1年生 () 2年生 () 3年生 () 4年生 ()

4. その他、アニメをご覧になったご感想、ご意見等をご記入ください。

※この様式のワードファイルの送付を希望する場合は、上記事務局までご連絡ください。

※このアンケートの集計結果については、公表する場合がありますので予めご承知おきください。

ご協力、有り難うございました。

アニメ「めぐみ」の学校における活用促進について(指導上の参考資料)

拉致問題対策本部は、拉致問題の解決には、幅広い国民各層の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められていると考えています。この趣旨を踏まえ、啓発資料としてアニメ「めぐみ」のDVDを作成し、平成20年以降各学校に送付し、拉致問題の理解促進や人権教育等にご活用いただくようお願いしています。

今般、各学校における今までの活用事例を基に、活用実践例と活用のポイントの例を紹介しますので、ご参考にしていただき、積極的にアニメ「めぐみ」をご活用いただきますようお願いいたします。

○ 活用実践例

実際にアニメ「めぐみ」を活用して行った、小学校6年生の道德の時間の授業の実践例を紹介します。

1. 目標

家族が深い絆で結ばれていることを考え、家族の幸せを求めて、進んで役に立とうとする態度を育てる。

2. 内容

(1) 工夫

○小学生としての発達の段階等に配慮しながら、人権課題の一つである拉致問題を通して家族とのかわりを考えさせるようにするため、6年生の道德に位置付け、登場人物に共感させて子を思う親の心の痛みを考えさせることを意図した。

○視聴時間が25分間と授業時間の半分以上となるため、「めぐみ」の概略等を示した上で視聴を行う。

(2) 実際の取組

○視聴前、家族の絆の大切さとそれを打ち破った行為として拉致問題が起こったことを知らせる。

○視聴後、3つの柱を基に話し合いを行い、児童の反応を聴取する。「()」内は児童の主な反応。

①突然いなくなった時の両親の気持ち(自分たちを責めている。)

②街頭で救出を呼びかける両親の気持ち(娘と一緒に助けてほしい。力をかしてほしい。)

③マスコミに取り上げられたことに対する両親の気持ち(拉致問題は二度と起こしてほしくない。)

○登場人物を通して実感した家族の深い絆を基にして、自分たちの家族との関わりを想起し、家族に対する思いを発表し合う。(児童の主な反応：家族との絆は何ものにも代えがたいものだから、家族のために役立つことを精一杯やっていきたい。)

3. 効果

○DVDの視聴と話し合いにより、人権課題としての拉致問題に触れるとともに、子を思う親の心の痛みや叫びを学ぶことで、家族との関わりについての思いを培うことが出来た。

これは小学校6年生の道德の時間における活用事例ですが、こうしたもののほか、各学校の状況に応じて、中学校や高等学校においても、総合的な学習(探究)の時間や特別活動、社会科・地理歴史科・公民科等の学習での活用も考えられます。

○ 活用のポイントの例

1	教員による事前の準備	教員がアニメ「めぐみ」をあらかじめ視聴してその内容を十分に把握した上で、学習のねらいや進め方、児童生徒に考えさせたいこと等について、学習計画を作成する。
2	視聴前の事前学習	児童生徒に対し、拉致問題に関して知っている知識を発表させたり、アニメ「めぐみ」の概説や視聴に当たっての視点をあらかじめ示したりするなど、視聴前にアニメの視聴に対する関心を高める工夫や配慮を行う。
3	アニメ「めぐみ」の視聴 (視聴時間：約25分間)	
4	視聴後の学習の展開	あらかじめ示した視点に沿ってアニメを見て感じたことをまとめさせクラスで発表させたり、グループ別による協議・発表を行わせたり、拉致問題に関する学習の深化や人権問題に関する学習につなげたりするなど、アニメの視聴を深める指導を行う。

(参考1) アニメ「めぐみ」とは

○ 概要

昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された実際の事件を題材に、残された家族の苦悩や懸命な救出活動の模様を描いたドキュメンタリーアニメで、日本語版のほかに、8か国語版があります。

○ あらすじ（実際の事件を基にしたノンフィクションです）

- 1977年（昭和52年）新潟市の海岸近くに住んでいた横田めぐみさんは、普通の人たちと同じようにご両親や2人の弟さん達と仲良く生活していましたが、11月15日の夕方、クラブ活動のバドミントンの練習を終えて下校する途中に突然、姿を消してしまいました。
- 帰ってこないめぐみさんを心配した御家族は、必死で探します。お父さんの横田滋さんは毎朝、少し早めに家を出て、海岸を見て回ったそうです。お母さんの早紀江さんも、家の事が終わると町のあちこちを歩き回ったり、警察の捜査だとか、TV番組の公開捜査など、あらゆる手段でめぐみさんをさがしましたが、行方は、まったく分かりませんでした。
- ところが、行方不明になってから2年が過ぎた1978年（昭和53年）頃、日本海側で多くのアベックが姿を消してしまう事件の記事が新聞に掲載されました。その後、警察などの捜査や、1987年11月に発生した大韓航空機爆破事件の容疑者である北朝鮮工作員の証言により、拉致された日本人女性関わっていることが明らかになったことから、めぐみさんも北朝鮮に拉致されたのではないかと、という疑いが濃くなってきましたが、北朝鮮側は「あり得ない」と言って徹底して否定してきました。
- めぐみさんの行方が判らなくなった事件については、行方不明になってから20年後の1997年（平成9年）に、北朝鮮から逃げてきた元工作員が「学校から帰宅する途中、北朝鮮へ連れ去られた当時13歳の少女が、北朝鮮で生きているという話を聞いた」という証言が新聞に報道されたことから、ご両親は、めぐみさんの実名を出した報道に踏み切り、横田さん御夫妻を中心に「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（通称：家族会）」が発足され、署名活動や関係国に対して、理解を求めるなどの救出活動が始まりました。
- そして、2002年（平成14年）9月の日朝首脳会談で、北朝鮮の指導者である金正日が、初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。北朝鮮側の説明では、めぐみさんやその他の拉致被害者は既に死亡しているか、北朝鮮には入国していないということでしたが、北朝鮮が死亡と説明した根拠や証拠の確かさが低いことが判り、被害者のご家族や政府は、被害者の方々は生存しているということを前提として、北朝鮮に対して、拉致被害者の早期帰国と真相究明、拉致実行犯の引渡しを求めているところです。

(参考2) 北朝鮮による拉致問題とは

当局の捜査や証言によって、北朝鮮による拉致の疑いが濃厚である複数の事案が明らかになったことを受けて、1991年以来、日本政府は機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。2002年9月に北朝鮮は初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。しかし、拉致された日本人のうち、日本に帰国できたのは5名にとどまっています。政府は、5名以外の拉致被害者の速やかな帰国とともに、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る関連情報の提供についても、繰り返し要求してきています。

(最後に) 拉致問題対策本部より

- (1) アニメの活用にあたっては、拉致問題対策本部事務局の職員を拉致問題のアニメの内容の概要説明のために派遣することも可能ですので、希望する場合は事務局(g.rachi@cas.go.jp)までお問い合わせください。
- (2) 各学校等でアニメ「めぐみ」の上映会を開催した後に、必ずアンケートを提出いただくよう願っています。よろしくお願いします。

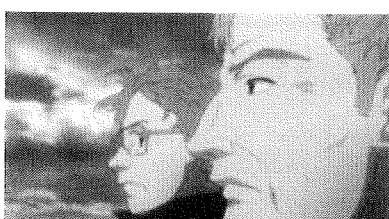
アニメ「めぐみ」は、昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の模様を描いた25分のドキュメンタリー・アニメです。

アニメの制作に当たっては、漫画「めぐみ」（原作・監修：横田滋・早紀江、作画：本そういち、出版社：双葉社）をモチーフとし、日本俳優連合の多大なご協力をいただき、声優の方々にボランティアで出演していただきました。

アニメのDVDは、国内外において拉致問題に対する理解を深めていただくため、日本語版のほか、外国語の吹き替え版（英語・中国語・韓国・ロシア語）及び字幕版（フランス語・スペイン語・ドイツ語・イタリア語・タイ語）を制作しております。

また、YouTube 政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル（<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>）及び政府広報オンライン（https://www.gov-online.go.jp/territory_sovereignty/abduction_issue/）での視聴や、政府・拉致問題対策本部のホームページ（<https://www.rachi.go.jp/>）から、動画ファイル（英語・中国語・韓国語・ロシア語版・フランス語・スペイン語・ドイツ語・イタリア語）の無料ダウンロードもできます。

このアニメを視聴することにより、小学生、中学生及び高校生に北朝鮮による拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える契機としていただきたいと考えております。



映画「めぐみ」について



映画「めぐみ」は、わずか13歳の時に北朝鮮に拉致されてしまった横田めぐみさんの話を中心に、拉致問題の経緯や被害者御家族の救出活動などを描いた90分のドキュメンタリー映画です。

内閣官房拉致問題対策本部事務局では、この映画の上映を希望する学校等教育機関に、日本語版のDVDの貸出を行っております。

この映画を視聴することにより、中学生や高校生が北朝鮮による拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える契機としていただきたいと考えております。

<内 容>

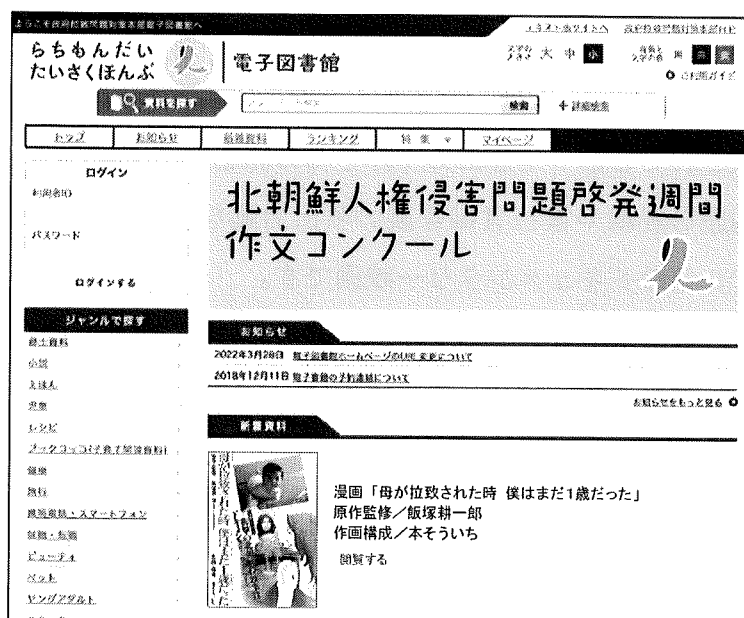
1977年11月15日朝、いつものように学校へ出かけた、当時13歳、中学1年生の女の子が、夕方、学校からの帰宅途中に突然姿を消しました。

横田さんご一家の平和だった日々は、その瞬間から一変し、あらゆる事態を想像しながら、無事を祈り、帰ってこない娘めぐみさんを探し続けることになりました。その実態が〈北朝鮮による拉致事件〉という途方もないものとは思えないで・・・。

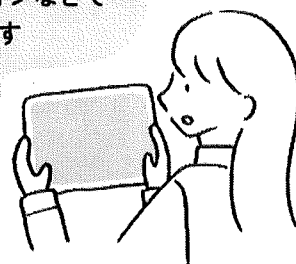
それから40年。怒りや悲しみに包まれながらも、めぐみさんのご両親はめぐみさんの生存を信じ、めぐみさんを取り戻すための果てしない闘いの日々が続いているのです。

その凛々しくも強く懸命な姿は多くの人の共感を呼び、日本政府だけでなく、多くの国を動かすまでになりました。この映画では、その様子が克明に描かれています。

拉致問題対策本部の 電子図書館を開設しました!



パソコン、タブレット、
スマートフォンなどで
閲覧できます



小学校、中学校、高等学校、
特別支援学校(※)に
無償貸し出しをしています。

※義務教育学校、中等教育学校含む

貸出作品

漫画「母が拉致された時僕はまだ1歳だった」

拉致被害者の田口八重子さんの帰りを待ち続けている
長男の飯塚耕一郎氏に焦点をあてた漫画です。



閲覧期間

2週間 例) 8月1日(月)に借りた場合、8月15日(月)まで閲覧できます。

利用できる方

学校を通して申し込みをした児童生徒

利用方法

- ①学校の先生からメールを g.rachi@cas.go.jp 宛てに送る。
- ②貸し出し人数分のIDとパスワードを受け取る。
メール送付から2~3日後にお送りします。
- ③貸し出す児童生徒にIDとパスワードを伝える。
- ④児童生徒が各自ログインを行い、閲覧する。

『らちもんだいたいさくほんぶ電子図書館』 <https://web.d-library.jp/rachitai/> →

<記載項目>

- ・学校名(●●県●●市立●●小学校)
- ・担当者名
- ・貸し出し希望冊数
- ・貸し出し開始希望日



北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール 2025 募集要項について

1. 募集部門

中学生部門、高校生部門、英語エッセイ中学生部門、英語エッセイ高校生部門

2. 応募資格

(1) 中学生部門、英語エッセイ中学生部門

ア. 日本国内にある中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

イ. 日本国外にある、日本国内の中学校と同等の教育を行う日本人学校等に在学する生徒

(2) 高校生部門、英語エッセイ高校生部門

ア. 日本国内にある高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で高校生に準ずる生徒

イ. 日本国外にある、日本国内の高等学校と同等の教育を行う日本人学校等に在学する生徒

3. 応募規定

(1) 応募様式及び字数制限

ア. 中学生部門、高校生部門

自筆（400字詰め原稿用紙）又は電子ファイル（20字×20行）で3ページ以内
※1枚目の1行目にタイトル、2行目に学校名、3行目に学年及び氏名（ふりがな）を記載してください。

※応募は自作未発表（日本語）の作品に限ります。また、他のコンクールとの二重応募は認めません。本作文コンクールへの複数作品の応募は可能です（英語エッセイ部門を含む）。

※自筆は、電子ファイルの原稿用紙設定を印刷したものへの筆記でも問題ありません。

イ. 英語エッセイ中学生部門、英語エッセイ高校生部門

自筆又は電子ファイルで500語以内

※1枚目の1行目にタイトル、2行目に学校名、3行目に学年及び氏名を英語で明記し、カッコ書で日本語表記を記載してください。

※応募は自作未発表（英語）の作品に限ります。また、他のコンクールとの二重応募は認めません。本作文コンクールへの複数作品の応募は可能です（日本語の部門を含む）。

(2) 題材

ア. アニメ「めぐみ」

イ. ドキュメンタリーコミック「母が拉致された時 僕はまだ1歳だった」

ウ. 北朝鮮による拉致問題を考えるー日本の拉致被害者御家族の訴えー

エ. 拉致被害者御家族ビデオメッセージー必ず取り戻す！愛する家族へー

- オ. 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」
- カ. 拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓いー奪還ー」
- キ. 中学生サミット広報動画
- ク. その他、拉致問題関連書籍等

(注) アニメ「めぐみ」、「北朝鮮による拉致問題を考えるー日本の拉致被害者御家族の訴えー」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ必ず取り戻す！愛する家族へー」、「中学生サミット広報動画」はYouTube 拉致問題対策本部公式動画チャンネル (<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>) から視聴できます。

ドキュメンタリーコミック「母が拉致された時 僕はまだ1歳だった」の電子書籍版は学校からお申込みいただければ無料貸与いたします(拉致問題対策本部電子図書館 (<https://web.d-library.jp/rachitai/g0101/top/>))。

映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映会、アニメ「めぐみ」及び「拉致被害者御家族ビデオメッセージ必ず取り戻す！愛する家族へー」上映会並びに拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓いー奪還ー」は全国各地で開催いたします。開催は政府拉致問題対策本部ホームページ (<https://www.rachi.go.jp>) でお知らせいたします。

(3) 作文を書くに当たっての留意点

- ア. 拉致被害者や拉致被害者御家族の心情を理解する
- イ. 拉致問題について、自分自身で調べ理解する
- ウ. 学校生活や社会のあり方などに考えを及ぼす
- エ. 自分に何ができるか、何をすべきかに考えを及ぼす
- オ. 拉致問題に関して国際的な発信力を備えた表現とする(英語エッセイ部門)

(4) 応募方法

- ア. 郵送の場合
別添の応募票及び作品を封筒に入れ、下記作文コンクール事務局へ郵送する。
- イ. 電子メールの場合
別添の応募票及び作品のデータをメールに添付し、下記作文コンクール事務局へ送付する。
- ウ. 通年応募受付
本作文コンクールでは、通年にわたり応募を受け付けています。
作文コンクール2025の締め切り後に応募された作品は、執筆者が次年度(令和8年度(2026年度))も同じ学校に在籍する場合に限り、作文コンクール2026の審査対象となります。

(5) 個人情報及び応募作品の取扱い

- ア. 執筆者(応募者)の個人情報は、作品の審査、本作文コンクールに関する連絡のためにのみ使用し、主催者(政府拉致問題対策本部)及び委託業者により管理します。
- イ. 入賞作品並びに入賞者の氏名、学年及び在籍校名は、入賞者本人及び在籍校の承諾を得た上で新聞、政府拉致問題対策本部ホームページ、作品集等で公表します。なお、入賞者本人の意向により、「氏名」又は「氏名及び学年」を非公表とします。
- ウ. 応募作品の著作権は、主催者に譲渡されます。なお、執筆者及び在籍校の利用は差支えありません。
- エ. 応募作品は返却しません。必要な方はコピーをお取りください。
- オ. 選考に関する問い合わせには応じません。

力、入賞作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正する場合があります。

4. 審査

北朝鮮による拉致被害者家族連絡会、全国紙新聞社、法務省、外務省、文部科学省、内閣官房拉致問題対策本部事務局、英語表現専門家、米国の北朝鮮専門家から選出された委員（予定）により各賞を選定します。

5. 表彰

以下につき、拉致問題担当大臣名で表彰を行う予定。

(1) 中学生部門、高校生部門

○最優秀賞 各部門1点ずつ（表彰状及び楯を授与）

○優秀賞 各部門2点ずつ（表彰状及び楯を授与）

○特別賞 各部門3点ずつ（表彰状及び楯を授与）

(2) 英語エッセイ中学生部門、英語エッセイ高校生部門

○最優秀賞 各部門1点ずつ（表彰状及び楯を授与）

○優秀賞 各部門1点ずつ（表彰状及び楯を授与）

(3) 団体賞

○積極的に作文を応募した学校（表彰状を授与）

※上記（1）、（2）について各賞に該当する作品がない場合は、該当なし又は各賞の作品点数に満たない数の入賞者で決定します。

6. 入賞者発表

令和7年12月中旬（入賞者には、事前に主催者から在籍校を通じて連絡します。）

7. 表彰式

最優秀賞及び優秀賞に選定された入賞者並びにその引率者を、北朝鮮人権侵害問題啓発週間・政府主催イベント（令和7年12月中旬予定）における表彰式と、新潟市の横田めぐみさんの拉致現場の視察（令和7年11月下旬予定）に招待いたします。いずれも旅費は内閣官房が負担しますが、予算の関係で招待できない場合がありますので御了承ください。

また、最優秀賞の入賞者には、表彰式において、入賞作品の朗読と同視察の感想発表をしていただく予定です。

8. 作文コンクール 2025 審査対象作品の応募締め切り（予定）

令和7年9月23日（火）

※郵送の場合は消印有効。

9. 応募・問合せ先

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室 作文コンクール事務局

住 所：〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

電 話 番 号：03-3581-8898

メールアドレス：g.rachi@cas.go.jp

※締め切り等が正式に決定しましたら、令和7年4月中を目途に改めて募集要項を政府拉致問題対策本部ホームページ（<https://www.rachi.go.jp>）に掲載の上、公表し

ますが、上記項目 3（4）記載のとおり、本作文コンクールでは通年で応募を受け付けており、本通知の時点においても応募が可能となっています。
応募の際は、別添の応募票を御使用ください。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール

別添

応募票

応募部門	中学生部門・高校生部門・英語エッセイ中学生部門・英語エッセイ高校生部門 (いずれかに○つけてください) 複数部門に応募する場合は、本応募票をコピーして、部門毎に記入、提出してください。		
都道府県名		市区町村名	
ふりがな			
学校名	立 ※正式名称でご記入してください。		
学校所在地	〒 ※個人での応募の場合は自宅住所を記入してください。		
ふりがな		電話番号	
担当者名	※個人での応募の場合は自身の氏名を記入してください。		※個人での応募の場合は自身の電話番号を記入してください。
メールアドレス	※個人での応募の場合は自身のメールアドレスを記入してください。		
作品数	送付作品数 作品 ※応募数の上限はありません。	総作品数 作品 ※未送付作品がある場合、送付作品数を合わせた総作品数を記入してください。	

●アンケート ※お手数ですが御協力をお願いします。

・応募のきっかけについて該当するものにチェックをお願いします。

- ☐ チラシ
 ☐ ポスター
 ☐ X
 ☐ 新聞広告
 ☐ 家族・知人等
 ☐ 学校からの案内
☐ 教育委員会からの通知
 ☐ 拉致問題対策本部ホームページ
☐ ホームページ以外のウェブサイト () ☐ その他 ()

・本作文コンクールについて御意見等があれば記入をお願いします。

●作品の公表に際して、非公表を希望する項目がある場合は、以下を記入してください。

・非公表を希望する方が複数名いる場合は、下記内容のリストを適宜追加してください。

- 1.非公表を希望する方の氏名 ()
 2.非公表を希望する項目 ☐ 氏名 ☐ 氏名及び学年
 3.氏名を非公表とする場合のペンネーム等 ()

<個人情報及び応募作品の取り扱いについて>

●執筆者（応募者）の個人情報は、作品の審査、本作文コンクールに関する連絡のためにのみ使用し、主催者及び業務委託先が責任をもって管理します。●入賞作品並びに入賞者の氏名、学年及び在籍校名は、入賞者本人及び在籍校から承諾を得た上で、新聞、拉致問題対策本部ホームページ、作品集などで公表させていただきます。なお、入賞者本人の意向により、「氏名」又は「氏名及び学年」を非公表とすることも可能です。●応募作品の著作権は、主催者に譲渡されます（執筆者及び在籍校の利用は差支えありません）。●応募作品は返却しません。必要な方はコピーをお取りください。●選考に関する問い合わせには応じません。●入賞作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正する場合があります。

応募・問い合わせ先

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室 作文コンクール事務局

電話番号 03-3581-8898

メール g.rachi@cas.go.jp

内閣官房 拉致問題対策本部事務局 政策企画室 行

(FAX: 03-3581-6011) (MAIL: g.rachi@cas.go.jp)

※FAXの場合送信票等の表紙は必要ありません。

都道府県名

市区町村名

学校(施設)名

(国公立の別: ・国立 ・公立 ・私立)

アニメ「めぐみ」の活用状況に関するアンケート

1. 何を視聴されましたか。該当するものに○を付してください。

アニメ「めぐみ」(約25分)・アニメ「めぐみ」短縮版(約15分)

2. どなたが視聴されましたか。該当するものすべてに○を付してください。

児童・生徒() 教職員() 保護者() 地域住民()
 その他(具体的に記入してください)()

3. 上記2. で「児童・生徒」に○を付した場合、次の(1)及び(2)にご回答ください。

- (1) 教育課程上、次のどれに該当しますか。該当するものすべてに○を付してください。

教科の指導の中() 特別の教科道徳の中(人権教育を含む)()
 総合的な学習(探求)の時間()
 特別活動(具体的に記入してください)()
 その他(具体的に記入してください)()

- (2) 視聴した学校段階の学年に、○を付してください。(複数回答あり)

小学校 1年生() 2年生() 3年生()
 4年生() 5年生() 6年生()
 中学校 1年生() 2年生() 3年生()
 高等学校 1年生() 2年生() 3年生() 4年生()

4. その他、アニメをご覧になったご感想、ご意見等をご記入ください。

※この様式のワードファイルの送付を希望する場合は、上記事務局までご連絡ください。

※このアンケートの集計結果については、公表する場合がありますので予めご承知おきください。

ご協力、有り難うございました。

学校における警備体制等について

島本町教育委員会

令和6年12月

学校における警備体制について

1 通常時の警備体制(門の管理)について

① 登校時

登校時は、安全管理員等が門を開放。なお、児童生徒へは登校時刻等について、次の点を指導すること。

- *通常の授業時は、原則8時から8時30分の間に登校すること。
- *遅刻して門が閉まっている場合は、インターホンを鳴らすこと。
- *遅刻する場合は学校に連絡すること。

8時30分に施錠。その際、児童生徒の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

② 授業時・休憩時

- (1)門は施錠している。校内からは正門横の通用口を解錠して出ることとは可能(小学校のみ)。
- (2)来校者や遅刻した児童生徒がインターホンを鳴らすと、職員室でチャイムが鳴るため、その場合は、モニターで来校者等を確認の上、用件を聞き、通用口を解錠する。
- (3)保護者が来校した際には、児童生徒名及び名札を確認する。保護者が名札を忘れた場合には、来校者カードを渡す。その場合は、来校者名簿に記名してもらう。
- (4)参観時には、玄関に受付を設置し、来校者名簿への記名及び名札の着用を依頼する。

③ 下校時・放課後

- (1)児童生徒は正門から(第一中学校はプール側の門も含む)下校させる。
- (2)安全管理員は児童生徒の下校時刻を確認し、下校の際には、門を開けておく。
- (3)来校者については、授業時と同様。

2 遅刻した児童生徒の対応について

インターホンが鳴り、モニターを確認すると自校の児童生徒であった場合

- (1)解錠し、校内に入るよう指示する(極力、下足室まで出迎える)。
- (2)小学校では、児童が正門横の通用口を通り抜けて、通用口が閉まるまで確認すること。(※児童と一緒に部外者が入らないように確認すること)

3 来校者の対応について

インターホンが鳴り、モニターを確認すると自校の児童生徒以外であった場合

- (1)来校者の名前と用件を確認する(保護者の場合は児童生徒名と名札を確認)。
- (2)挙動等が不審な場合は、すぐに校長又は教頭に連絡する。
- (3)名札を持参しており、不審な点が見られない場合は、
小学校➡「今から解錠します。お入りください。」と伝え、解錠する。
中学校➡直接、正門に出向き解錠する。
- (4)来校者が正門を入ったのちは、必ず門が施錠されているか確かめる。
- (5)名札を持参していない場合は、安全管理員または教職員が玄関へ行き、来校者名簿を確認した上で、来校者カードの着用を依頼する。
- (6)保護者については、入学当初に、来校時用の名札を各家庭等に2枚ずつ、児童生徒を通じて配付しているので、その着用を依頼する。忘れた場合は、一般の来校者カードを着用。
- (7)必要に応じて、訪問場所に案内する等対応する。

4 不審者等の早期発見のための取組について

- ① 万一の際に他の教職員に非常事態であることがわかるよう、登校後から下校するまでの間は、必ずホイッスルを携行すること。危急の事態が生じた場合は、ホイッスルを強く吹き続け、近くの教職員に知らせる。
- ② 所属する教職員であることが誰にでも分かるよう、校内では必ず名札を着用する。
- ③ 校内の移動時や休憩時間等は、危機管理の視点で校内の様子を常に見るよう意識する。

5 校内に不審者が侵入した場合の対応について

➡ホイッスル・さすまた等を活用し、対応(各校の不審者対応訓練のとおり)。

※原則、小学校では保護者への引渡し、中学校では集団下校となるが、事案の内容により島本町教育委員会と連携し、決定する。

※各校、年に一度は実践的な不審者対応訓練を実施すること。

6 近隣で子どもの安全を脅かす事案が発生した場合の対応

緊急度の分類	事例	対応		
		教育委員会	学校	庁舎内
緊急度 1	①町内で※ <u>1</u> 警戒すべき事案が発生している場合 ②町内で※ <u>2</u> 動物出没情報を受理した場合	* 町内学校園所及び学童保育室に文書等で通知	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日は複数人での登下校を呼びかけ、翌日は通常どおり * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視	
緊急度 2	①町内で※ <u>3</u> 軽微な事件・事故が起こった場合 ②町内学校園所又は※ <u>4</u> 近隣市町学校園所を特定したインターネット・電話・投書等による脅迫があった場合 ③町内で※ <u>5</u> 動物による危害が発生した場合	* 町内学校園所及び学童保育室に電話及び文書等で通知 * 校庭開放・学習会・部活動等の放課後事業は中止を検討し、検討結果を町内学校に文書等で通知 * 事案により高槻市教委・大山崎町教委・大阪青凌に情報提供	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日及び翌日は複数人での登下校を呼びかけ(状況に応じて集団下校も選択) * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視 * 原則として保護者(安全ボランティア)宛メールを送信(文案は教育推進課で作成)	* 危機管理室・政策企画課に情報提供。事案によりタウンメール又は町 LINE で情報発信(見守り協力要請)(文案は教育推進課で作成)
緊急度 3	①近隣市町において※ <u>6</u> 凶悪事件が発生し、犯人が町内にいる可能性がある場合 ②緊急度2の事案が継続して発生している場合	* 町内学校園所及び学童保育室に電話及び文書等で通知 * 校庭開放・学習会・部活動等の放課後事業は中止 * 高槻市教委・大山崎町教委・大阪青凌に情報提供	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日及び翌日は、集団登下校・待機・複数登下校のいずれかの対応 * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視 * 保護者(安全ボランティア)宛メールで情報発信(文案は教育推進課で作成)	* 危機管理室・政策企画課に情報提供。タウンメール又は町 LINE で情報発信(見守り協力要請)(文案は教育推進課で作成)
緊急度 4	校内又は町内で凶悪事件が発生し、凶器を所持した犯人等が校区内にいる可能性が高い場合	* 町内学校園所及び学童保育室に電話及び文書等で通知 * 校庭開放・学習会・部活動等の放課後事業は中止 * 高槻市教委・大山崎町教委・大阪青凌に情報提供	* 保護者又は学校から警察に通報 * 当日及び翌日は、小学校は保護者引き渡し、中学校は集団下校 * 教職員は必要に応じて校区内の要点監視 * 保護者(安全ボランティア)宛メールで情報発信(文案は教育推進課で作成) * 事案により職員招集	* 危機管理室・政策企画課に情報提供。タウンメール又は町 LINE で情報発信(見守り協力要請)(文案は教育推進課で作成)

備考

緊急度1について

- ※1 警戒すべき事案:声かけはあったが、実害が発生していないもの
- ※2 動物出没情報:クマ・イノシシ・サル・シカ等の出没に係る情報

緊急度2について

- ※3 軽微な事件・事故:声かけ及び身体接触、無許可で写真を撮られる、露出等
- ※4 近隣市町:大阪府三島地域(吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町)
京都府乙訓地域(向日市、長岡京市、大山崎町)
- ※5 動物による危害:噛みつきや体当たり等で実害があった場合

緊急度3について

- ※6 凶悪事件:殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買等(警察白書における重要犯罪より)

その他

事案発生の当該校とその他の学校の対応は異なる場合があります。

7 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー

